

宝塚市立地域児童育成会の入所許可の取り消しに関する基準

宝塚市立地域児童育成会において、入所児童及び職員の安全、地域児童育成会の安定的な運営に影響を及ぼすまたはその恐れのある場合の入所の許可の取り消しを行う基準を以下のとおり定める。

入所児童又はその保護者が以下の行為を行った場合、入所の許可を取り消すことができる。

- 1 入所の要件を満たさなくなったにもかかわらず退所（辞退）を行わない、または理由なくその事実の届け出を行わなかったとき
- 2 正当な理由なく育成料を 3 か月以上滞納し、督促にも応じなかったとき
- 3 育成料以外の保育に必要な費用を理由なく、長期にわたって支払わなかったとき
- 4 他の児童や職員に対し、暴力、暴言や迷惑行為等が著しく、保護者と協議を行っても改善が見られないとき
- 5 地域児童育成会の職員に対し、無理な要望を執拗に強要する行為、または脅迫行為を行ったとき
- 6 決められた延長時間までにお迎えを行わないことが累計 3 時間を超え、またその改善が見られないとき
- 7 その他、地域児童育成会業務の運営にあたり、著しく支障があると市長が認めるとき